

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	法人番号	住所
株式会社銭高組	5120001049004	大阪府大阪市西区西本町2-2-4
アイサワ工業株式会社	4260001000102	岡山県岡山市北区表町1-5-1

2 指名停止措置期間

令和4年6月30日～令和4年7月29日（1ヵ月）

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

株式会社銭高組の元名古屋支店長及びアイサワ工業株式会社の名古屋支店長は、防衛省近畿中部防衛局発注の航空自衛隊岐阜基地（岐阜県各務原市）内における建設工事において、公契約関係競売等妨害容疑で令和4年5月31日に名古屋地方検察庁に在宅起訴された。

5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号ロ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第8号

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 官庁営繕部が所管する区域内の他の公共機関の職員	2ヶ月以上12ヶ月以内
ロ 官庁営繕部が所管する区域外の他の公共機関の職員	1ヶ月以上12ヶ月以内